



目 次	ページ
規 則	
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	2
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定 (政策企画課)	3
○包括外部監査契約の締結 (行政管理課)	3
○救急病院の認定 (医療政策・医師確保課)	3
○高知県収入証紙売りさばき人の指定 (2件) (会計管理課)	3
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (2件) (")	3
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認 (2件) (")	3
◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任) の一部改正 (")	4
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程	4

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第31号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「月額とし、」を「月額とし、1台分当たり」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職員駐車場	職員駐車場の利用料の額
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県衛生研究所 高知県女性相談支援センター 一 高知県立高知追手前高等学校 高知県警察本部	2,000円
県庁本庁舎、西庁舎及び北庁舎において勤務する職員等の職員駐車場	1,500円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所 高知県環境研究センター 高知県立図書館 高知県立高知丸の内高等学校 高知県立高知工業高等学校 高知県立盲学校	1,000円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県立療育福祉センター 高知県中央東土木事務所 高知県高知土木事務所 高知県立高知小津高等学校 高知県立高知西高等学校 高知県立高知江の口養護学校 高知県立高知ろう学校 高知県立高知若草養護学校子鹿園分校 高知県安芸警察署 高知県南国警察署 高知県の警察署 高知県土佐警察署	500円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県安芸福祉保健所 高知県中央東福祉保健所 高知県幡多福祉保健所 高知県幡多児童相談所 高知県中央西農業振興センター 高知県須崎農業振興センター 高知県西部家畜保健衛生所構原支所 高知県安芸土木事務所 高知県安芸土木事務所室戸事務所 高知県中央西土木事務所 高知県須崎土木事務所 高知県幡多土木事務所 高知県幡多土木事務所宿毛事務所 高知県教育センター 高知県中部教育事務所 高知県心の教育センター 高知県立安芸高等学校 高知県立山田高等学校 高知県立高知農業高等学校 高知県立高知東工業高等学校 高知県立岡豊高等学校 高知県立高知東高等学校 高知県立高知南高等学校 高知県立高知北高等学校 高知県立伊野商業高等学校 高知県立春	500円

野高等学校 高知県立高岡高等学校 高知県立高知海洋高等学校 高知県立佐川高等学校 高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校 高知県警察本部運転免許センター 高知県室戸警察署 高知県香南警察署 高知県香美警察署 高知県本山警察署 高知県須崎警察署 高知県窪川警察署 高知県中村警察署 高知県清水警察署 高知県宿毛警察署

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。

高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第32号

高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2,000円」を「総務部管財課長が定める報道機関駐車場にあっては1,500円、警察本部装備施設課長が定める報道機関駐車場にあっては2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定により納付すべき報道機関駐車場の利用料については、なお従前の例による。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第33号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「高知県用品等調達特別会計規則（昭和32年高知県規則第22号）に規定する物品等」を「高知県用品等調達特別会計規則（平成23年高知県規則第6号）の規定により高知県用品等調達特別会計で調達をする物品」に改める。

第4条第2項第3号中「危機管理課」を「危機管理・防災課」に改め、「資源・エネルギー課」を削り、同項第4号中「地域福祉政策課」を「地域福祉政策課、文化・国際課」に改め、同項

第5号中「医療薬務課、医師確保推進課」を「医療政策・医師確保課、医事薬務課」に改め、「文化・国際課」を削る。

第7条第1項第4号中「医療薬務課、医師確保推進課」を「医療政策・医師確保課、医事薬務課」に改める。

第29条第1項第3号中「、盲ろう福祉会館」を削る。

別表第1の表高知女子大学永国寺事務室の項及び高知短期大学の項を削り、同表備考1中「、事務長又は学長代理」を「又は事務長」に改める。

別表第2高知女子大学の項を削る。

別表第3中

食糧費	契約をしようとするとき。ただし、予定外の食事又は懇談会（予定価格が10万円以下のものに限る。）で、支出負担行為決議書を事前に作成することができない場合にあつては、支出を決定しようとするときとすることができる。
-----	--

を

食糧費	契約をしようとするとき。ただし、次の場合にあつては、支出を決定しようとするときとすることができる。 ア 次の場合で、支出負担行為決議書を事前に作成することができないとき。 （ア） 予定外の食事（ウに掲げるものを除く。）で、予定価格が10万円以下の場合 （イ） 懇談会に伴う食事で、予定価格が10万円以下の場合 （ウ） 災害発生時その他緊急時における食事である場合 イ 船員法（昭和22年法律第100号）第80条第1項の規定により支給する食料、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第186条第1項第2号の規定により支給する食事及び湯茶その他法令等の規定による食事で、単価契約による場合
-----	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
東京都港区赤坂九丁目7番1号	ヤフー株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成23年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,200万円をもって上限とする。
（1）基本費用 400万円
（2）執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額
（3）実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 田所 大祐
住所 高知市本町四丁目1-35 森連会館ビル5階
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第207号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
いの町立国民健康保険仁淀病院	吾川郡いの町1369番地1	平23・4・1	平26・3・31

高知県告示第208号

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
吾川郡いの町波川287-4 社団法人高知県製紙工業会 会長 正木 一路
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
吾川郡いの町波川287-4 高知県立紙産業技術センター内 社団法人高知県製紙工業会
- 3 指定年月日
平成23年4月1日

高知県告示第209号

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市布師田3992-3 一般社団法人高知県発明協会 会長 北村 精男
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
高知市布師田3992-3 高知県工業技術センター内 一般社団法人高知県発明協会
- 3 指定年月日
平成23年4月1日

高知県告示第210号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名

称並びに代表者の職名及び氏名

吾川郡いの町波川287-4

高知県家庭紙工業組合

理事長 河野 矩久

- 2 売りさばき所の所在地及び名称

吾川郡いの町波川287-4 高知県立紙産業技術センター内

高知県家庭紙工業組合

- 3 廃止年月日

平成23年3月31日

高知県告示第211号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市布師田3992-3 社団法人発明協会高知県支部 支部長 北村 精男
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
高知市布師田3992-3 高知県工業技術センター内 社団法人発明協会高知県支部
- 3 廃止年月日
平成23年3月31日

高知県告示第212号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、次のとおり告示する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市永国寺町5番15号 高知県立大学生生活協同組合 理事長 一色 健司
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
（変更前）高知市永国寺町6番28号 高知県立大学生生活協同組合永国寺ショップ
（変更後）高知市永国寺町5番15号 高知県立大学内 高知県立大学生生活協同組合永国寺ショップ
- 3 変更承認年月日
平成23年4月1日

高知県告示第213号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第

4 条第 5 項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、次のとおり告示する。

平成23年 4 月 1 日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

高知市永国寺町 5 番 15 号
高知県立大学生活協同組合
理事長 一色 健司

2 売りさばき所の所在地及び名称

(変更前) 高知市池 2751 番地 1
高知県立大学生活協同組合池ショップ
(変更後) 高知市池 2751 番地 1 高知県立大学内
高知県立大学生活協同組合池ショップ

3 変更承認年月日

平成23年 4 月 1 日

高知県告示第214号

平成19年 4 月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

平成23年 4 月 1 日

高知県知事 尾崎 正直

別表第 1 中「危機管理課」を「危機管理・防災課」に、「医療薬務課」を「医療政策・医師確保課」に、「医師確保推進課」を「医事薬務課」に、

文化生活部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	資源・エネルギー課の出納員
文化・国際課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	文化・国際課の出納員

文化生活部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに文化・国際課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	文化・国際課の出納員
---	------------

に改める。

別表第 2 中

医療薬務課の出納員	医療薬務課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医療薬務課の現金取扱員
医師確保推進課の出納員	医師確保推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医師確保推進課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

を「

医療政策・医師確保課の出納員	医療政策・医師確保課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医療政策・医師確保課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
医事薬務課の出納員	医事薬務課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医事薬務課の現金取扱員

に改め、

高知女子大学の出納員	高知女子大学の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高知女子大学の現金取扱員
高知女子大学永国寺事務室の出納員	高知女子大学永国寺事務室の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高知女子大学永国寺事務室の現金取扱員
高知短期大学の出納員	高知短期大学の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高知短期大学の現金取扱員

を削る。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一

部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 4 月 1 日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第 9 号

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「本局又は事業所若しくは」を「事業所又は」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「高知県公営企業局組織規程」を「高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第 2 号）」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中「本局にあつては電気工水課長、事業所及び病院にあつては」を削る。

第 4 条中「通勤する」を「通勤をする」に改める。

第 5 条第 2 項中「月額とし、」を「月額とし、1 台分当たり」に改める。

第 6 条第 1 項中「本局及び」を削り、同条第 2 項中「本局又は事業所若しくは」を「事業所又は」に改める。

第 7 条第 4 号中「本局又は事業所若しくは」を「事業所又は」に改める。

別表本局駐車場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行後においてこの規程による改正前の高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。